



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

657	平成30年度自衛官募集	(市町村課).....	1
658	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
659	保安林の皆伐面積の公表	(森林整備課).....	3
660	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
661	道路の供用開始	(").....	4
662	公有水面埋立工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	4

○ 選挙管理委員会告示

40	政治団体の届出事項の異動の届出	6
41	資金管理団体の届出事項の異動の届出	7
42	資金管理団体の指定の取消しの届出	7
43	政治団体の解散の届出	7
44	政治団体の設立の届出	8
45	資金管理団体の届出	9

○ 警察本部告示

5	和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	9
---	---	-------	---

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	11
--	------	-------------	----

○ 正誤

	平成30年3月30日付け和歌山県報第2950号目次中	14
--	----------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第657号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成30年度募集について、次のとおり告示する。

平成30年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目

- (1) 自衛官候補生（男子）
- (2) 自衛官候補生（女子）

2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
平成30年6月23日（土）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)
平成30年7月28日（土）	和歌山市	2 口述試験 3 適性検査

平成30年8月1日 (水)	和歌山市	4 身体検査
平成30年8月7日 (火)	和歌山市	
平成30年9月28日 (金)	田辺市	
平成30年9月29日 (土)	和歌山市	
平成30年10月6日 (土)	和歌山市	
平成30年10月31日 (水)	和歌山市	
平成30年11月24日 (土)	和歌山市	
平成30年12月15日 (土)	和歌山市	
* 試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を (1) の機関に持参し、又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した (1) の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。
なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第658号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6001			平成30.5.7	田辺市本宮町皆地640	立木染 吉水正樹	木材	田辺市本宮町皆地640

和歌山県告示第659号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,593.59
紀中地域水源涵養保安林	1,429.26
紀北地域水源涵養保安林	277.89
紀南地域土砂流出防備保安林	915.86
紀中地域土砂流出防備保安林	394.30
紀北地域土砂流出防備保安林	413.58
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.12

和歌山県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡広川町大字西広字馬立69番1地先から同町大字山本字下代1036番1地先まで	旧	9.22 } 14.09	109.35	
同上	新	12.24 } 16.67	109.35	

和歌山県告示第661号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 有田郡広川町大字西広字馬立692番1地先から同町大字山本字下代1036番1地先まで

供用開始の期日 平成30年6月1日

和歌山県告示第662号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成30年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 しゅん功認可を受けた者
 - (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2520番地
 - (2) 名称 堅田漁業協同組合
 - (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2500番地の168
 - (4) 代表者氏名 代表理事組合長 堅田隆弘
- 2 埋立区域
 - (1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2338番15及び2338番19に接する町道の地先公有水面、同町堅田字畑崎2289番2及び2271番4の地先公有水面並びに同町堅田字畑崎2270番、2269番及び2269番1に接する

町道の地先公有水面

(2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点のうち1の地点から17の地点までを順次に結んだ線及び17の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域、18の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び22の地点と18の地点を結んだ線により囲まれた区域、23の地点から28の地点までを順次に結んだ線及び28の地点と23の地点を結んだ線により囲まれた区域

- | | | |
|-------|-------------------|------------|
| 1の地点 | 基点から254度30分09秒 | 566.79mの地点 |
| 2の地点 | 1の地点から132度00分51秒 | 120.07mの地点 |
| 3の地点 | 2の地点から222度57分45秒 | 33.13mの地点 |
| 4の地点 | 3の地点から263度37分40秒 | 6.77mの地点 |
| 5の地点 | 4の地点から310度13分39秒 | 11.96mの地点 |
| 6の地点 | 5の地点から236度10分40秒 | 10.84mの地点 |
| 7の地点 | 6の地点から201度15分44秒 | 24.33mの地点 |
| 8の地点 | 7の地点から243度35分42秒 | 51.81mの地点 |
| 9の地点 | 8の地点から260度00分47秒 | 22.00mの地点 |
| 10の地点 | 9の地点から295度32分45秒 | 9.41mの地点 |
| 11の地点 | 10の地点から287度15分54秒 | 8.18mの地点 |
| 12の地点 | 11の地点から293度03分05秒 | 51.01mの地点 |
| 13の地点 | 12の地点から285度23分28秒 | 13.17mの地点 |
| 14の地点 | 13の地点から42度01分29秒 | 100.91mの地点 |
| 15の地点 | 14の地点から113度35分51秒 | 31.61mの地点 |
| 16の地点 | 15の地点から41度57分06秒 | 22.99mの地点 |
| 17の地点 | 16の地点から325度08分16秒 | 30.79mの地点 |
| 18の地点 | 2の地点から215度23分42秒 | 20.15mの地点 |
| 19の地点 | 18の地点から131度58分30秒 | 26.38mの地点 |
| 20の地点 | 19の地点から231度39分09秒 | 18.76mの地点 |
| 21の地点 | 20の地点から327度07分22秒 | 5.85mの地点 |
| 22の地点 | 21の地点から338度59分57秒 | 19.88mの地点 |
| 23の地点 | 19の地点から131度56分23秒 | 2.86mの地点 |
| 24の地点 | 23の地点から131度57分39秒 | 58.76mの地点 |
| 25の地点 | 24の地点から277度02分45秒 | 52.16mの地点 |
| 26の地点 | 25の地点から332度33分13秒 | 8.20mの地点 |
| 27の地点 | 26の地点から350度32分41秒 | 11.26mの地点 |
| 28の地点 | 27の地点から327度07分22秒 | 2.64mの地点 |

(3) 面積

15,824.44 m²

3 埋立地の用途

漁港関連施設用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成29年4月17日 和歌山県指令28港空第09230004号

5 しゅん功認可年月日

平成30年5月22日

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により、関係図書を備え置き、閲覧に供する市町村の事務所

白浜町役場富田事務所

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本共産党紀北地区委員会	東芝弘明	会計責任者	西上勝美	宮井健次	平成30.3.1
まつい孝恵後援会	前田拓也	政治団体の名称	まつい孝恵後援会	松井孝恵後援会	平成30.3.4
平野よしや後援会	豊田高暢	主たる事務所の所在地	伊都郡高野町高野山795	伊都郡高野町高野山573	平成30.3.1
美ノ谷とおる後援会	山崎博	会計責任者	美ノ谷ふさゑ	本告寿国	平成30.3.9
日本共産党和歌山県北部地区委員会	海野恒信	代表者	海野恒信	前久	平成30.3.1
		会計責任者	海野恒信	前久	平成30.3.1
出口はるお後援会	出口晴夫	代表者	出口晴夫	上本康裕	平成29.12.31
日本共産党和歌山市後援会	宮井明夫	代表者	宮井明夫	下向正平	平成30.3.11
川原一泰後援会	小川安宥	主たる事務所の所在地	紀の川市藤井964番地	紀の川市猪垣191番地	平成29.10.25
		会計責任者	原成和	熱川幸一	平成29.10.25
上山ひさし後援会	江川真司	主たる事務所の所在地	有田市辻堂697-1	有田市千田220	平成30.3.19
福岡しんじ後援会	湯川和彦	主たる事務所の所在地	岩出市新田広芝316-7	岩出市山田41	平成29.12.20
新宮市医師連盟	米良孝志	代表者	米良孝志	湊口博之	平成29.5.25
仁坂吉伸古座川町後援会	西前啓市	代表者	西前啓市	武田丈夫	平成30.3.26
日本共産党和歌山県委員会	下角力	会計責任者	吉田雅哉	西上勝美	平成30.3.1
安達克典後援会	真砂佳明	代表者	真砂佳明	竹内雅美	平成30.3.26

芝本和己サポーターズクラブ	芝本和己	主たる事務所の所在地	和歌山市島橋南ノ丁1-7 ポータウン島橋104号	和歌山市島橋東ノ丁1-47	平成 27.5.31
藤田富三後援会	中世敏孝	会計責任者	藤田美智子	浜田弥生	平成 29.11.13
竹内やよい後援会	竹内弥生	代表者	竹内弥生	小田育子	平成 30.2.14
		会計責任者	竹内知恵利	濱知恵利	平成 29.11.1
木本真次後援会	小出隆道	代表者	小出隆道	山際治男	平成 30.4.9

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
芝本和己	芝本和己サポーターズクラブ	主たる事務所の所在地	和歌山市島橋南ノ丁1-7 ポータウン島橋104号	和歌山市島橋東ノ丁1-47	平成 27.5.31

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
内海洋一	うつみ洋一後援会	平成 30.3.19

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

浜田勝裕後援会	吉田公章	平成 29.12.31
吉田雅哉後援会	中下成人	平成 30.3.1
加藤直人後援会	藤井健太郎	平成 30.3.14
かつらぎ町をよくする経政会	妙中喜代和	平成 30.3.14
うつみ洋一後援会	内海洋一	平成 30.3.19
山本正後援会	山本正	平成 30.3.26
西川泰弘後援会	和佐有示	平成 30.4.1
森崇後援会	笠松昭紀	平成 30.4.8
慎友会	桶谷栄次	平成 30.4.10

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県有田市第一支部	玉木久登	中西登志明	有田市古江見5番地 川口ビル3F	○	平成 30.3.20

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中井てるえ後援会	中井照恵	中井光男	西牟婁郡上富田町朝来2220番地	平成 30.3.12
山中敏生後援会	山中敏生	小川智史	和歌山市出口新端ノ丁53	平成 30.3.27
堀順一郎後援会	大江清一	下崎美紀	東牟婁郡那智勝浦町浦神27-1	平成 30.4.16

中前かずのり後援会	林積司	中前永子	和歌山市三番丁39番地	平成 30.4.27
-----------	-----	------	-------------	---------------

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
中井照恵	上富田町議会議員	中井てるえ後援会	西牟婁郡上富田町朝来222 0番地	平成 30.3.10
山中敏生	和歌山市議会議員	山中敏生後援会	和歌山市出口新端ノ丁53	平成 30.3.27

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年6月1日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年6月1日（金）において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

イ 5台以上のクライアントを現地保守（修理を含む。）するメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- （ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- （イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで並びにキ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、イ、カ、ク、ケ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年6月1日（金）から同月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において行うほか、平成30年6月1日（金）から同月19日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年6月8日（金）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年6月1日（金）から同月22日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成30年6月22日（金）午後4時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布場所

鑑識課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成30年6月27日（水）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年7月9日（月）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年7月12日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報**入 札 公 告**

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年6月1日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成36年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

平成31年1月1日から平成36年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第5号に規定する和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成30年6月1日（金）から同月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年6月1日（金）から同月19日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に鑑識課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成30年6月8日（金）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の（1）に同じ。

イ 入札日時

平成30年7月13日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たり、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年7月12日（木）午後4時までに鑑識課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札金額に72を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（月額金額に72を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までに定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者の入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、鑑識課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Lease of Fingerprint information management system for Wakayama Prefectural Police, 1 set

(2) Time limit for tender:

10:00 a.m. Friday 13 July 2018 (Deadline for bids submitted by mail: 4:00 p.m. Thursday 12 July 2018)

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110

FAX: 073-423-0120

正 誤

正 誤

平成30年3月30日付け和歌山県報第2950号目次中

ページ	誤	正
1	公益法人等	公益的法人等